

強化スタッフ規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本パラダンススポーツ協会（Japan Para Dance Sport Association）（以下「JPDSA」という。）強化スタッフの運営に関する基本事項、役割を定める。

(強化スタッフの活動)

第2条 強化スタッフは以下の項目のいずれか、あるいは、複数の業務を担当する。

- (1) トレーニング方法や栄養摂取等、選手強化の方法を検討する。
- (2) 選手強化事業に係わる情報収集に関すること。
- (3) 選手強化のためのトレーニングにおけるコーチング。
- (4) 試合に向けた調整に関すること。
- (5) 年間のトレーニング計画の作成。
- (6) トレーニング環境の整備に関すること。
- (7) その他選手強化に関する事項。

(強化スタッフの任命)

第3条 強化スタッフは、強化部から推薦され、理事会の承認を持って任命される。

2. 強化スタッフとして適切ではない行動を行った場合は、強化部は理事会に諮り、その当該強化スタッフを解任する事が出来る。
3. 強化スタッフを追加する場合は、強化部は理事会に諮り追加することができる。

(強化スタッフの資格)

第4条 強化スタッフは次に示した条件・資格の何れかを有する者であること。

- (1) JPDSA の理事又は正会員。
- (2) パラダンススポーツ・ダンススポーツ競技を経験し、JPDSA の指定指導者講習会を受講し、修了書を得た者。
- (3) 日本障がい者スポーツ協会公認障がい者スポーツコーチ、同障がい者スポーツトレーナー、同障がい者スポーツ指導員、もしくはそれに準ずる資格を有する者。
- (4) JPDSA の事業普及促進において必要な資格・能力を有する者。

(強化スタッフの取消)

第5条 強化スタッフは、次の各号に掲げる一つに該当した場合は、職務期間中であっても、

理事会の決議を経て指定を取り消すことができる。

- (1) 本協会の規程に違反した場合
- (2) 本協会の名誉を棄損し、損害を与えた場合
- (3) その他、怪我や疾病等で強化スタッフとしての活動ができなくなった場合

(規定外事項)

第6条 本規程に定めない事項については、強化部と理事会が協議の上、決定する。

(事業運用のために必要な細則)

第7条 本規程の運用のために必要な細則は、別途理事会が定める。

附則

- 1 本規程は、令和3年7月1日から施行する。